

地区スポーツ活動助成要領

【趣旨】

地域スポーツを通して住民スポーツの振興を図るためこの要領に定めるところにより助成する。

【支給要件】

次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 精華町スポーツ協会並びに地区が主催するスポーツ活動及びスポーツレクリエーションであること。
- (2) 当該年度内に行われた事業。

【助成対象】

- ・各地区のスポーツ及びスポーツレクリエーション活動を促進する物品購入
 - ・事業参加時の傷害保険加入料(事前練習会含む)
 - ・事業参加時の物品運搬料、レンタル料及び参加者送迎にかかる車両レンタル料
- ※弁当代等食料品は対象外

【助成金額】

年額10,000円(上限)

※10,000円に満たない場合はその実費とする。

【申請方法】

地区スポーツ活動助成交付申請書(別記様式)に必要とする書類を添えて、町スポーツ協会事務局(むくのきセンター内)まで提出すること。

※事務処理の関係上、令和7年2月末までに申請してください。

※申請は年1回とします。